

# 官報 号外

平成八年六月十三日

## ○第一百二十六回 衆議院会議録 第三十六号

平成八年六月十三日(木曜日)

議事日程 第二十五号

平成八年六月十三日

午後零時三十分開議

第一 民事執行法の一部を改正する法律案(保

第二 岡興治君外五名提出) 一部を改正する法律案(保

第三 内閣法等の一部を改正する法律案(内閣

第四 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を

第五 改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

の合理化のための厚生省関係法律の一部を改

正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 民事執行法の一部を改正する法律案

(岡興治君外五名提出)

日程第一 消防団員等公務災害補償等共済基

法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議

院送付)

日程第四 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一

部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

平成八年六月十三日 衆議院会議録第三十六号 民事執行法の一部を改正する法律案 消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

午後零時二十四分開議  
○議長(土井たか子君) これより会議を開きま

す。

日程第一 民事執行法の一部を改正する法律

案(保岡興治君外五名提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一、民事執行法の

一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長加藤卓二

さん。

民事執行法の一部を改正する法律案及び同報告

書

〔本号末尾に掲載〕

○加藤卓二君 ただいま議題となりました法律案

について、法務委員会における審査の経過及び結

果を御報告申し上げます。

本案は、不動産の競売について、占有者らの不

当な妨害行為により、競売の手続の円滑な遂行に

支障が生じている現状にかんがみ、不当な妨害行

為を排除し、競売の手続のより適正迅速な遂行を

図るために措置を講じようとするもので、その主

な内容は、第一に、保全処分及び引き渡し命令の相手方の

範囲を拡大すること、

第二に、債務者以外の占有者に対する保全処分の

を命ずる場合において、権利主張の機会を確保す

るための審尋の規定を定めること、

第三に、不動産競売の開始決定前の保全処分の

規定を定めること、

第四に、政府は、この法律の施行後五年を目途

として、改正規定の施行状況を勘査して、必要な

検討をするものとすること

であります。

本案は、五月八日提出され、同二十八日本委員

会に付託されました。

本委員会においては、六月十一日提案者を代表して錦織淳君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申

し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の皆さん

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多數。よって、本案

は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告を求めるに賛成の皆さん

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多數。よって、本案

は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告を求めるに賛成の皆さん

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多數。よって、本案

は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告を求めるに賛成の皆さん

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多數。よって、本案

は委員長報告のとおり可決いたしました。

## 官報 (号外)

民間法人化し、その経営の活性化及び効率化に資するため、役員の選任、財務等についての国の関与を縮小するとともに、同基金のほか、自治大臣の指定する法人が、基金と同様に、消防団員等公務災害補償責任共済事業等の業務を行なうことができるものとする等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るものであり、去る五月三十日本委員会に付託され、六月十一日倉田自冶大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多數。よって、本案

は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔内閣提出〕

○議長(土井たか子君) 日程第三、内閣法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長大木正吾さん。

日程第三 内閣法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

内閣法等の一部を改正する法律案及び同報告書

○大木正吾君 ただいま議題となりました内閣法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

〔大木正吾君登壇〕

内閣法等の一部を改正する法律案及び同報告書

○大木正吾君 ただいま議題となりました内閣法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

## 内閣法等の一部を改正する法律案 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案

## 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案 及び 同報告書

本案は、第三次行革審の答中の趣旨にかんがみ、内閣総理大臣に対する補佐体制の充実を図るために、内閣総理大臣補佐官三人以内を置くことが可能となる制度を設け、補佐官の職務は、内閣の重要な政策に関し内閣総理大臣に進言し、命を受けて、意見具申することとするものであります。また、内閣官房における行政各部の施策に関して、その統一保持上必要な総合調整等の一層の円滑化を図るため、内閣官房副長官の職務に関する規定の整備等を行おうとするものであります。

本案は、五月二十四日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託され、去る十一日梶山内閣官房長官から提案理由の説明を聴取し、質疑を行いました。質疑終了後、宮路和明君から施行期日に関する修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

○議長(土井たか子君) 本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本案は委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

○議長(土井たか子君) 本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十七分散会

出席國務大臣 法務大臣 長尾 立子君  
厚生大臣 菅 直人君

係る規制がもたらす負担の軽減や行政事務の合理化を図るため、理容師法、社会福祉事業法等厚生省関係法律について所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、去る四月十一日参議院より送付され、五月三十日付託となり、六月七日に菅厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日の委員会において質疑を終了し、討論の後、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。



官 報 (号 外)

（上記を參議院に送付した  
旅館業法の一部を改正する法律案（厚生委員長  
提出）

一、去る十一日、參議院に送付した本院提出案は  
次のとおりである。

旅館業法の一部を改正する法律案

一、去る十一日、參議院に送付した内閣提出案は  
次のとおりである。

民事訴訟法案

民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

薬事法等の一部を改正する法律案

（議案通知）

一、去る十一日、參議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨參議院に通知した。  
一千九百九十四年の關稅及び貿易に関する一般協定の讓許表第三十八表（日本國の讓許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件

インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定の締結について承認を求めるの件

一、去る十一日、參議院送付の次の内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

労働安全衛生法の一部を改正する法律案

（議案通知受領）

一、昨十二日、參議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
自衛隊法の一部を改正する法律案

（質問書提出）

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本政府調達・国際入札情報に関する質問主意書（福留泰蔵君提出）









官報 (号外)

第十五条案中「終る」を「終わる」に改め、同条を第三十条とし、第八条から第十四条までを削る。
第七条第一項及び第三項中「定款で「を「理事長の」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の五条、一節及び節名を加える。
(役員の選任及び解任)
第二十二条 役員の選任及び解任は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
2 自治大臣は、役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)、定款若しくは業務方法書に違反する行為をしたとき、又は基金の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、基金に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。
3 自治大臣は、基金が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。
(代理人の選任)
第二十四条 基金と理事長、常務理事又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。
第二十五条 理事長は、基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に關し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
2 評議員会は、評議員十人以内で組織する。
3 評議員は、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、自治大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
(職員の任命)
第二十七条 基金は、第十四条の目的を達成する業務
第二十八条 基金は、第十四条の目的を達成する業務
(民法の準用)
第十九条 基金でない者は、消防団員等公務災害補償等共済基金という名称を用いてはならない。
(第十一條第一項において「非常勤消防団員、消防作業從事者、救急業務協力者、非常勤の水防団長若しくは水防団員、水防從事者又は応急措置從事者」という。)に係る療養補償、休業補償、傷病補償
ため、次の業務を行う。
一 この法律の規定による消防団員等公務災害補償責任共済事業を行うこと。
二 この法律の規定による消防団員退職報償金支給責任共済事業を行うこと。
三 この法律の規定による消防団員等福祉事業を行うこと。
四 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
五 前各号に掲げるもののほか、第十四条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。
2 基金は、前項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。
(業務方法書)
第二十九条 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、自治大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、自治省令で定める。
3 自治大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、基金に対し、第一項の規定により認可をした業務方法書を変更すべきことを命ずることができる。
第四節 会計
第六条第一項 理事長一人、常務理事一人、理事十人以内及び監事四人を、理事長、常務理事、理事及び監事に改め、同条を第二十二条とする。
第五条を第十八条とし、同条の次に次の二条及び節名を加える。
(名称の使用制限)
第十九条 基金でない者は、消防団員等公務災害補償等共済基金といふ。
(第十一條第一項において「非常勤消防団員、消防作業從事者、救急業務協力者、非常勤の水防団長若しくは水防団員、水防從事者又は応急措置從事者」という。)に係る療養補償、休業補償、傷病補償
ため、次の業務を行う。
一 この法律の規定による消防団員等公務災害補償責任共済事業を行うこと。
二 この法律の規定による消防団員退職報償金支給責任共済事業を行うこと。
三 この法律の規定による消防団員等福祉事業を行うこと。
四 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
五 前各号に掲げるもののほか、第十四条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。
2 基金は、前項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。
(業務方法書)
第二十九条 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、自治大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、自治省令で定める。
3 自治大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、基金に対し、第一項の規定により認可をした業務方法書を変更すべきことを命ずることができる。
第四節 会計
第六条第一項 理事長一人、常務理事一人、理事十人以内及び監事四人を、理事長、常務理事、理事及び監事に改め、同条を第二十二条とする。
第五条を第十八条とし、同条の次に次の二条及び節名を加える。
(名称の使用制限)
第十九条 基金でない者は、消防団員等公務災害補償等共済基金といふ。
(第十一條第一項において「非常勤消防団員、消防作業從事者、救急業務協力者、非常勤の水防団長若しくは水防団員、水防從事者又は応急措置從事者」という。)に係る療養補償、休業補償、傷病補償
ため、次の業務を行う。
一 この法律の規定による消防団員等公務災害補償責任共済事業を行うこと。
二 この法律の規定による消防団員退職報償金支給責任共済事業を行うこと。
三 この法律の規定による消防団員等福祉事業を行うこと。
四 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
五 前各号に掲げるもののほか、第十四条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。
2 基金は、前項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。
(業務方法書)
第二十九条 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、自治大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、自治省令で定める。
3 自治大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、基金に対し、第一項の規定により認可をした業務方法書を変更すべきことを命ずることができる。
第四節 会計
第六条第一項 理事長一人、常務理事一人、理事十人以内及び監事四人を、理事長、常務理事、理事及び監事に改め、同条を第二十二条とする。
第五条を第十八条とし、同条の次に次の二条及び節名を加える。
(名称の使用制限)
第十九条 基金でない者は、消防団員等公務災害補償等共済基金といふ。
(第十一條第一項において「非常勤消防団員、消防作業從事者、救急業務協力者、非常勤の水防団長若しくは水防団員、水防從事者又は応急措置從事者」という。)に係る療養補償、休業補償、傷病補償

あつて、当該契約が締結された日から解除される日までの期間内に発生した事故に係る消防団員等公務災害補償を行うものに対し、政令で定めるところにより、その請求に基づき、当該消防団員等公務災害補償に要する経費について政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。

2 基金又は指定法人は、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結した市町村であつて、当該契約が締結された日から解除される日までの期間内に退職した非常勤消防団員に係る消防団員退職報償金の支給を行うものに対して、政令で定めるところにより、その請求に基づき、当該非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に要する経費について政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。

3 基金又は指定法人は、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結する場合には、三月末日において当該契約を解除することができる。

4 前項の規定により消防団員等公務災害補償責任共済契約を解除した市町村又は水害予防組合は、自治省令で定めるところにより、直ちに当該基金又は指定法人との間に、新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとする。

5 消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金

第七条 消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額及び消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛け金の額は、人口・水害予防組合の組合員の数、非常勤消防団員の数、非常勤消防団長及び水防団員の数等を基準として政令で定める。

2 基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村又は水害予防組合及び基金又は指定法人との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結している市町村等

という。)は、前項に規定する掛け金を、毎年度、政令で定めるところにより、政令で定める支払期限までに、これらの契約を締結している基金又は指定法人に対する支払わなければならない。3 基金又は指定法人は、前項に規定する支払期限後に掛け金を支払う契約を締結した市町村等に対し

て、政令で定める額の割増金を請求することができる。

#### (契約の解除)

第八条 基金及び指定法人は、消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約を解除することができない。

2 消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村又は水害予防組合は、自治省令で定めるところにより、当該契約を締結していいる基金又は指定法人に対し、前年の十二月末日までに予告した場合には、三月末日において当該契約を解除することができる。

3 前項の規定により消防団員等公務災害補償責任共済契約を解除した市町村又は水害予防組合は、自治省令で定めるところにより、直ちに当該基金又は指定法人との間に、新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとする。

#### (消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金)

4 前二項の規定は、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結している市町村について準用する。この場合において、前二項中「消防団員等公務災害補償責任共済契約」とあるのは「消防団員退職報償金支給責任共済契約」と、「市町村又は水害予防組合」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

5 消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

(契約の解除後に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した場合の取扱い)

第九条 既に締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約を解除し、新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した市町村又は水害予防組合(第五十一条第一項又は第二項の規定により既に締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約が解除されたものとみなされ、新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した市町村又は水害予防組合を含む。)

3 基金又は指定法人は、前項に規定する支払

次項及び第三項において「新契約締結市町村等」という。)は、自治省令で定めるところにより、その旨を解除した消防団員等公務災害補償責任共済契約(第五十一条第一項又は第二項の規定により解除されたものとみなされた消防団員等公務災害補償責任共済契約を含む。)を締結していいた基金又は指定法人(第五十条第一項又は第二項の規定により指定法人の指定を取り消された者を含む。)次項及び第三項において「旧契約締結団体」という。)に通知しなければならない。

2 旧契約締結団体は、前項の通知を受けたときは、第三十三条又は第四十四条に規定する責任準備金のうち新契約締結市町村等に係るものとして自治省令で定めるところにより算定した金額(次項において「移換金額」という。)を、政令で定めるところにより、新契約締結市町村等が消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した基金又は指定法人(次項において「新契約締結団体」という。)に移換しなければならない。

3 前項の規定により移換金額の移換を受けた新契約締結団体は、旧契約締結団体が新契約締結市町村等に対する支払うこととされていた事故に係る消防団員等公務災害補償に要する経費のうち政令で定めるものについて、当該新契約締結市町村等に対して支払うこととされたいた事故に係る消防団員等公務災害補償に要する経費のうち政令で定めるものについて、当該新契約締結団体に代わって、その請求に基づき、旧契約締結団体に代わって、支払を行わなければならぬ。

(政令への委任)

第十一条 この章に定めるもののほか、消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償責任共済契約が解除された場合における基金又は指定法人の支払責任その他の措置に関し必要な事項は、政令で定める。

(基金及び指定法人の権限)

第十二条 基金又は指定法人は、消防団員等公務災害補償又は消防団員退職報償金の支給を行う市町村又は水害予防組合に対して、第六条又は第九条第三項の規定によりその経費を支払った後において、その支払額について誤りがあつたことが判明したときは、当該市町村又は水害予防組合に対して、その錯誤に係る額の返を求めることができる。

(基金及び指定法人の返還要求)

第十三条 この章に定めるものと、これと異なるものは、これらと読み替えるものとする。

任「共済契約を締結した市町村(以下この項において「契約市町村等」という。)が行う消防団員等公務災害補償又は消防団員退職報償金の支給に必要な経費を当該契約市町村等に対して支払う場合において必要があると認めるときは、当該契約市町村等の市町村長若しくは水害予防組合の管理者に対して説明を求め、報告をさせ、若しくは当該消防団員等公務災害補償若しくは当該消防団員退職報償金の支給に係る帳簿書類の提出を求め、又は職員をして当該契約市町村等の市町村長若しくは水害予防組合の管理者の保管する当該帳簿書類若しくは当該非常勤消防団員等の診療を担当した者の診療録その他の帳簿書類を実地に調査させることができる。基金が消防団員等公務災害補償又は消防団員退職報償金の支給に必要な経費を契約市町村等に支払つた後において、その支払額に誤りがあると認められたときに、また、同様とする。

2 前項の場合において、基金の職員が実地に調査するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 前二項の規定は、指定法人について準用する。この場合において、第一項中「又は職員」とあるのは「又は自治大臣の許可を得てその職員」と、前項中「証明書」とあるのは「証明書及び白治大臣の許可を受けたことを証する書面」と、「これを」とあるのは「これらを」と読み替えるものとする。

(基金及び指定法人の権限)

第十二条 基金又は指定法人は、消防団員等公務災害補償又は消防団員退職報償金の支給を行う市町村又は水害予防組合に対して、第六条又は第九条第三項の規定によりその経費を支払つた後において、その支払額について誤りがあつたことが判明したときは、当該市町村又は水害予防組合に対して、その錯誤に係る額の返を求めることができる。



5 旧法第十条の規定により基金が支払った消防団員等公務災害補償又は消防団員退職報償金の支給に要する経費に係る基金の返還要求については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(消防組織法の一部改正)

第十条 消防組織法(昭和二十二年法律第一二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第二号中「消防団員等公務災害補償等共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十五条 第二号中「消防団員等公務災害補償等共済基金法」を次のように改正する。

第十六条 第二号中「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」を認可し、役員を任命し、及び事業計画書等を承認を認め、同号の次に次の二号を加える。

三十八の二 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第百七号)の規定に基づき、指定法人を指定し、並びにこれに対し業務規程、役員の選任及び解任並びに事業計画等を認可する」と。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七

年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第一百四十四条の三第一項第六号中「消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七百七号)第一条」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第七百七号)第十四条」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表消防団員等公務災害補償等共済基金法の項中「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表消防団員等公務災害補償等共済基金法の項中「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第一二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二消防団員等公務災害補償等共済基金の項中「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第一二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二消防団員等公務災害補償等共済基金の項中「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三消防団員等公務災害補償等共済基金の項中「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中十三の項を削り、十四の項を十二

の項とし、十五の項を十四の項とし、十五の二の項を十五の項とする。

(消費税法の一部改正)

第十七条 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表消防団員等公務災害補償等共済基金法の項中「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(税額算定法の一部改正)

第十三条 税額算定法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を次のように改正する。

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第一二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二消防団員等公務災害補償等共済基金の項中「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第一二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二消防団員等公務災害補償等共済基金の項中「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三消防団員等公務災害補償等共済基金の項中「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中十三の項を削り、十四の項を十二

とする」と。

(二) 評議員会

消防団員等公務災害補償等共済基金(以下「基金」という。)に、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置くものとする。

(三) 業務及び会計等

(1) 基金の業務に関する規定を整備すること。

(2) 基金は業務方法書を作成するものとすること。

(3) 財産目録及び事業状況報告書等に係る付に關する報告書

(4) 自治大臣の承認に関する制度を廃止し、自治大臣への提出のみとするること。

(5) 自治大臣の基金に対する定款の変更命令を廃止すること。

(6) その他所要の規定の整備を図ること。

(7) 指定法人制度の導入

(8) 基金のほか、自治大臣の指定する者(以下「指定法人」という。)は、消防団員等公務災害補償等責任共済事業の業務及び消防団員等公務災害補償等責任共済事業の業務を行なうことをできるものとする。

(9) 指定法人の指定の手続、要件、自治大臣の関与等に関する規定を設けるものとする。

(10) 消防団員等公務災害補償等責任共済契約及び消防団員等公務災害補償等責任共済契約(以下「消防団員等公務災害補償等責任共済契約」という。)の締結、基金及び指定法人



## 理由

第二次臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨にかんがみ、内閣総理大臣に対する補佐体制の充実を図るため、内閣総理大臣補佐官の制度を設けるとともに、内閣官房における行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整等の一層の円滑化を図るため、内閣官房副長官の職務に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

## 議案の目的及び要旨

本案は、第三次臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨にかんがみ、内閣総理大臣に対する補佐体制の充実を図るため、内閣総理大臣補佐官の制度を設けるとともに、内閣官房における行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整等の一層の円滑化を図るため、内閣官房副長官の職務に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## (一) 内閣官房副長官の職務の改正

内閣官房副長官の職務に、命を受けて内閣官房の事務をつかさどる、及び内閣官房長官不在の場合の職務を代行する規定を加えるものとすること。

## (二) 内閣総理大臣補佐官制度の新設

(1) 内閣官房に内閣総理大臣補佐官三人以内を置くことができるものとし、その職

務は、内閣の重要な政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を呈申するものとすること。

## (2) 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができるものとし、その任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行うものとすること。

## (3) 内閣総理大臣補佐官の服務について定めるものとすること。

## 内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

## 議案の目的及び要旨

本案は、内閣総理大臣補佐官の服務について定めるものとすること。

施行期日については修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

## 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

本案施行に要する経費として、平成八年度一般会計予算に約一億三千六百万円が計上されている。

## 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

## 議案の目的及び要旨

右報告する。

平成八年六月十一日

衆議院議長 土井たか子殿  
(小字及び<sup>平成八</sup>は修正)

内閣委員長 大木 正吾  
(小字及び<sup>平成八</sup>は修正)

## 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

## 議案の目的及び要旨

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年四月十一日

衆議院議長 土井たか子殿  
参議院議長 斎藤 十朗

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

この法律は、公布の日から施行する。

## 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

本案施行に要する経費として、平成十二年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び事業の量について計画を策定し、その実施のため必要な措置を講じようとするものである。

## 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

## 議案の可決理由

本案は、廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成十二年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備計画を策定し、その実施のために必要な措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

## 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

## 議案の可決理由

本案は、廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成十二年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備計画を策定し、その実施のために必要な措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。





官報(号外)

一 次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者  
 二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者  
 三 厚生大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。  
 4 前二項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(給水装置工事主任技術者試験)

第二十五条の六 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、厚生大臣が行う。  
 2 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して三年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けことができない。  
 3 給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、厚生省令で定める。(変更の届出等)

第二十五条の七 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならぬ。

（事業の基準）  
 第二十五条の八 指定給水装置工事事業者は、厚生省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。  
 (給水装置工事主任技術者の立会い)  
 第二十五条の九 水道事業者は、第十七条第一項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施工した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。(報告又は資料の提出)

第二十五条の十 水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施工した給水装置工事に關し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。  
 (指定の取消し)  
 第二十五条の十一 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。  
 1 第二十五条の三第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第四節 指定試験機関

第二十五条の十二 厚生大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務

(以下「試験事務」という。)を行わせることができ。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 第二十五条の二十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者である。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第二十五条の十五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

十一 第二十五条の十四 厚生大臣は、第二十五条の規定による指定をしたときは、

給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

五 第二十五条の九の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与える、又は与えるおそれがあるとき。

八 不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。

九 不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。

一〇 不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。

一一 不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。

一二 不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。

一二 厚生大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならないこと。

一 厚生大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならないこと。

二 厚生大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならないこと。

三 厚生大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならないこと。

四 厚生大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならないこと。

五 厚生大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならないこと。

六 厚生大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならないこと。

七 厚生大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならないこと。

八 厚生大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならないこと。

指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の一週間前までに、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第二十五条の十五 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(これに基づく命令又は処分を含む。)若しくは第二十五条の十八第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関して著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずる」とができる。

(試験委員)

第二十五条の十六 指定試験機関は、試験事務のうち、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、遅滞なく

く、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第二十五条の十七 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。

い。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第二十五条の十八 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

(試験委員)

第二十五条の十九 指定試験機関は、試験事務

のうち、給水装置工事主任技術者として必要

な知識及び技能を有するかどうかの判定に關する事務を行う場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、遅滞なく

の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、厚生大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第二十五条の二十 指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十五条の二十一 厚生大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。(報告、検査等)

(第二十五条の二十二 厚生大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のた

めに認められたものと解してはならない。  
(試験事務の休廃止)

第二十五条の二十三 指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 厚生大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(第二十五条の二十四 厚生大臣は、指定試験機関が第二十五条の十三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第二十五条の十三第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

2 第二十五条の十五第一項(第二十五条の十六第四項において準用する場合を含む。)、第二十五条の十八第三項又は第二十五条の二十一の規定による命令に違反したとき。

3 第二十五条の十六第一項、第二十五条の十九、第二十五条の二十又は前条第一項の規定に違反したとき。



指定都市の区域を越えないもの及び第七十

四条第二項に規定する地区協議会である社

会福祉法人 指定都市の長

二 主たる事務所が中核市の区域内にある社

会福祉法人であつてその行う事業が当該中

核市の区域を越えないもの 中核市の長

第一十八条の二第二項中「前項」を「前項本文」

に改める。

第五十四条第一項中「都道府県知事」の下に「若しくは指定都市若しくは中核市の長」を加え、「基いて」を「基づいて」に改める。

第九章中第八十四条の前に次の一条及び章名を加える。

(大都市等の特例)

第八十三条の二 第七章の規定により都道府県知事その他の都道府県の職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)の長その他の指定都市等の職員が行うものとする。(この場合においては、同章中都道府県知事その他の都道府県の職員に関する規定は、指定都市等の長その他の指定都市等の職員に関する規定として、指定都市等の長その他の指定都市等の職員に適用があるものとする。)

2 前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対し再審査請求をすることができる。

第十章 罰則

附則中第九項を削り、第十項を第九項とし、

第十一項から第十四項までを一項ずつ繰り上げ、第十五項を削り、第十六項を第十四項とし、第十七項及び第十八項を削り、第十九項を第十五項とし、第二十項から第二十七項までを

削る。

第八条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第百三十条の二 第一項を次のように改める。

(消費生活協同組合法の一一部改正)

第十六条第三項中「越えない」を「超えない」に改め、「範囲」の下に「(第十一条第一項第一号から第四号までの事業のうちいはずかの事業を行う連合会の会員にあっては、会員の総出資口数の二分の一を超えない範囲)」を加える。

第五十五条第一項中「してゆく」を「していく」に改め、「できたとき」の下に「、又は発起人のみを会員とする連合会を設立しようとするとき」を加える。

(社会福祉・医療事業團法の一一部改正)

第九条 社会福祉・医療事業團法(昭和五十九年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

(社会福祉・医療事業團法の一一部改正)

第八十七条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第四項中「受けた財務諸表及び」を「受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに」に改め、「事業報告書」の下に「及び決算報告書」を加える。

第二十八条第一項第一号中「及び第四号に掲げる業務、同項第六号に掲げる業務であつて社会福祉事業施設の設置者等に対するもの並びに同項第八号」を「から第六号まで及び第八号」に改め、同項第三号を削る。

(厚生年金保険法の一一部改正)

第十五条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十号)の一部を次のように改める。

第百三十条の二 第一項を次のように改める。

基金は、政令の定めるところにより、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する信託会社若しくは生命保険会社と信託若しくは保険の契約を締結し、又は投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第三項に規定する者をいう。以下同じ。)と投資一任契約(同条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。)を締結しなければならない。

第十六条第三項中「越えない」を「超えない」に改め、「範囲」の下に「(第十一条第一項第一号から第四号までの事業のうちいはずかの事業を行う連合会の会員にあっては、会員の総出資口数の二分の一を超えない範囲)」を加える。

第十七条 第二項を削り、同条第三項中「運用積立金」を「年金給付等積立金(年金給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金)をいう。以下同じ。」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第一項に規定する厚生大臣の認定を受けた場合において」を削り、「ときは」の下に「第一項の規定にかかるわらず」を加え、「運用積立金について」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第百三十条の二第一項まで」を「第百三十条の二第五項」に、同条第二項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第百三十六条の二 第五項まで」を「第四項まで」にかかわらず」を加え、「運用積立金について」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「から第二項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第百三十七条の二 第五項まで」を「第四項まで」に改める。

(国民年金法の一一部改正)

第十二条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第百一十五条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の

第一項の規定による厚生大臣の認定を受けた」を削り、「同項に規定する契約」を「第百三十条の二第一項に規定する契約(政令で定める保険の契約を除く。以下この項において同じ。)」に、「同条第一項又は第二項」を「同項」に改め、「政令で定める保険の契約を除く。」を削る。

第百五十九条の二 第一項を次のように改める。

連合会は、政令の定めるところにより、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する信託会社若しくは生命保険会社と信託若しくは保険の契約を締結し、又は投資顧問業者と投資一任契約を締結しなければならない。

第百五十九条の二 第一項を削り、同条第三項中「運用積立金」を「年金給付等積立金」に改め、「範囲」の下に「(第十一条第一項第一号から第四号までの事業のうちいはずかの事業を行う連合会の会員にあっては、会員の総出資口数の二分の一を超えない範囲)」を加える。

第十七条 第二項を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第百三十条の二第一項まで」を「第百三十条の二第五項」に、同条第二項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第百三十七条の二 第五項まで」を「第四項まで」に改める。

(国民年金法の一一部改正)

第十二条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第百一十五条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の

第一項の規定による厚生大臣の認定を受けた」を削り、「同項に規定する契約」を「第百三十条の二第一項に規定する契約(政令で定める保険の契約を除く。以下この項において同じ。)」に、「同条第一項又は第二項」を「同項」に改め、「政令で定める保険の契約を除く。」を削る。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、年金及び一時金に充てるべき積立金(以下「積立金」という。)の管理及び運用に関する基金の業務を執行する」とができます。



条第一項に規定する供給規程に基づき第六条の規定による改正後の水道法(以下この条において「改正後の法」という。)第十六条の二第一項の指定に相当する水道事業者の指定を受けている者(次項において「旧指定給水装置工事事業者」という。)は、同条第三項の規定の適用については、前条第五号に掲げる改正規定の施行の日から九十日間(次項の規定による届出があったときは、その届出があった時までの間)は、改正後の法第十六条の二第一項の指定を受けた者とみなす。

2 旧指定給水装置工事事業者が、前条第五号に掲げる改正規定の施行の日から九十日以内に、厚生省令で定める事項を水道事業者に届け出たときは、改正後の法第十六条の二第一項の指定を受けた者とみなす。

3 前項の規定により改正後の法第十六条の二第一項の指定を受けた者とみなされた者についての改定については、前条第五号に掲げる改正規定の施行の日から一年間は、同項中「次の各号」とあるのは「第一号又は第三号から第八号まで」と、同項第一号中「第二十五条の三第一項各号」にあるのは「第二十五条の三第一項第一号又は第三号」とする。

(社会福祉事業法の一部改正)

第三条 第七条の規定の施行前に同条の規定による改正前の社会福祉事業法第六章の規定に基づき都道府県知事がした認可等の処分その他の行為でその効力を有するもの又は同条の規定の施行の際現に都道府県知事に対してされている認

可等の申請その他の行為で、同条の規定の施行の日以後において指定都市又は中核市市長(以下「指定都市等の長」という。)が管理し、及び執

行することとなる事務に係るものには、同条の規定の施行の日以後においては、指定都市等の長のした認可等の処分その他の行為又は指定都市等の長に対してなされた認可等の申請その他の行為とみなす。

(社会福祉・医療事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第九条の規定による改正後の社会福祉・

医療事業団法第二十七条の規定は、平成七年四

月一日に始まる事業年度に係る同条の財務諸

表、附属明細書、事業報告書及び決算報告書か

ら適用する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰

(検討)

第六条 政府は、附則第一条第四号に掲げる規定

の適用については、前条第五号に掲げる改正規定

の施行の日から一年間は、同項中「次の各号」と

あるのは「第一号又は第三号から第八号まで」と、

同項第一号中「第二十五条の三第一項各号」とあるのは「第二十五条の三第一項第一号又は第三号」とする。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

号)の一部を次のように改正する。

第一百五十二条の十九第一項中第五号の二を

第五号の三とし、第五号の次に次の二号を加え

る。

(社会福祉事業法の一部改正)

第三条 第七条の規定の施行前に同条の規定によ

る改正前の社会福祉事業法第六章の規定に基づ

き都道府県知事がした認可等の処分その他の行

為でその効力を有するもの又は同条の規定の施

行の際現に都道府県知事に対してされている認

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第三項中「厚生年金基金と締結す

る保険の契約」の下に「のうち民間活動に係る規

制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省

関係法律の一部を改正する法律(平成八年法律

号)第十条の規定による改正前の厚生

年金保険法(以下本項において「改正前の厚生年

金保険法」という。)第一百三十条の二第一項の規

定によって締結される保険の契約に相当するも

の」を加え、「同法」を「厚生年金保険法」に改

め、「厚生年金基金連合会と締結する保険の契

約」の下に「のうち改正前の厚生年金保険法(百

五十九条の二第一項の規定によって締結される

保険の契約に相当するもの」を加え、「平成七年

四月一日」を「平成十一年四月一日」に、「各事業

年度分」を「事業年度分」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 政府は、附則第一条第四号に掲げる規定

の施行後十年を経過した場合において、第六条

の規定による改正後の水道法第十六条の二及び

第二章第三節の規定の施行の状況について検討

を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ず

るものとする。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

号)の一部を次のように改正する。

第一百五十二条の十九第一項中第五号の二を

第五号の三とし、第五号の次に次の二号を加え

る。

(法人税法の一部改正)

第十一条 法人税法(昭和四十年法律第二十四号)の

一部を次のように改正する。

第十八条 第二項に規定するもののはか、この

法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定

められる。

(印紙税法の一部改正)

第十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第二十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第二十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第二十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第二十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第二十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第二十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第二十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第二十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第二十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第三十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第三十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第三十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第三十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第三十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第三十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第三十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第三十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第三十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第三十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第四十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第四十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第四十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第四十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第四十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第四十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第四十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第四十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第四十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第四十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第五十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第五十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第五十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第五十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第五十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第五十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第五十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第五十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第五十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第五十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第六十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第六十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第六十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第六十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第六十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第六十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第六十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第六十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第六十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第六十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第七十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第七十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

号)の一部を次のように改正する。

(印

官 報 (号外)

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書  
議案の目的及び要旨

本案は、行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減及び行政事務の合理化を図るため、理容師法、社会福祉事業法等厚生省関係法律について所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 診療放射線技師法の一部改正	照射録の記載事項を厚生省令で定めるものとすること。	2 検疫法の一部改正	検疫伝染病から「痘そつ」を削除すること。	3 理容師法、クリーニング業法及び美容師法の一部改正	理容所若しくは美容所の開設者又はクリーニング業の営業者(以下「理容所の開設者等」という。)について、相続又は合併があったときは、相続人等は理容所の開設者等の地位を承継するものとすること。	4 水道法の一部改正	指定給水装置工事事業者の指定の基準等について定めること。	5 社会福祉事業法の一部改正	福祉事務所長が他の職務を兼務できるものとすること。	6 消費生活協同組合連合会について、一会員の有することができる出資口数の限度を引き上げること。	7 社会福祉・医療事業団法の一部改正	(1) 5の(1)及び(2)、7の(1)等 平成九年四月一日 (2) 8等 平成十一年四月一日 (3) 3 公布の日から起算して六月を経過した日 (4) 4の(1)等 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 (5) 4の(1)等 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日 (6) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとすること。
8 厚生年金保険法の一部改正	厚生年金基金及び厚生年金基金連合会(以下「厚生年金基金等」という。)の積立金の運用について、厚生年金基金等が投資顧問業者との認定を不要とすること。	9 国民年金法の一部改正	国民年金基金及び国民年金基金連合会の積立金の運用方法に投資一任契約を追加する等のための所要の改正を行うこと。	10 施行期日等	平成八年六月十一日							
		衆議院議長 土井たか子殿	厚生委員長 和田 貞夫									

官 報 (号 外)

平成八年六月十三日 衆議院会議録第三十六号

明治二十九年三月三十日  
三種郵便物認可

(第三十五号の発送は都合により後日となる  
ため、第三十六号を先に発送しました。)

発行所	〒105 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (本体 送 料 別) ○○円